

●香川県告示第545号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成25年12月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成24年4月30日	三協ケアセンター さぬき市長尾東872番地	三協タクシー有限会社 さぬき市長尾東872番地	訪問介護
平成25年2月19日	合資会社合田金物店 小豆郡土庄町甲111番地	合資会社合田金物店 小豆郡土庄町甲111番地	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
平成25年10月31日	セントケア観音寺 観音寺市本大町1482番地1	セントケア四国株式会社 高松市中新町11番地1	居宅介護支援